

## 株式会社亀の井亀井堂本家における一般事業主行動計画

---

社員の働き方を見直し、社員が仕事と生活の調和を図り、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成26年11月1日 ～ 平成31年10月31日までの5年間

2. 内容

目標① 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

平成26年11月～ 法に基づく諸制度の調査

平成27年2月～ 制度に関する資料を作成し、社員に配布する

目標② 小学校入学前までの子を持つ労働者の短時間勤務制度の周知や活用を促進する

<対策>

平成26年11月～ 制度の利用率や社員のニーズの把握

平成27年2月～ 制度利用と仕事の両立についての検討開始

平成28年4月～ 制度に関する資料を作成し、社員に配布する

目標③ 平成31年10月31日までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間8日以上とする。

<対策>

平成26年11月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握

平成27年2月～ 社内での検討開始

平成27年5月～ 計画的な取得に向けた管理職ミーティングの実施

平成27年11月～ 有給休暇取得予定表の作成や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取り組みの開始